グループホーム りすの国 (認知症対応型共同生活介護)

運営規定

社会福祉法人 恵林 グループホーム りすの国

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恵林が開設する認知症対応型共同生活介護(グループホーム)「りすの国」(以下「ホーム」という)が行う認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、グループホームでの認知症対応型共同生活介護の提供に当たる者(以下「職員」という)が、要介護状態にあり、かつ認知症状態にある者(以下「利用者」という)に対し、共同生活住居において家庭的な環境の中で、入浴・食事・排泄等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の有する能力に応じて自立した日常生活を継続して営めるよう支援し、適正な認知症対応の介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ホームの職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立 した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことに より、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の 身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行うホームの名称及び所在地は次のとおりとする。
 - 一 名称 グループホーム りすの国
 - 二 所在地 群馬県高崎市井出町1280-3

(職員の職種、人員数及び職務内容)

第4条 ホームに勤務する職種、人員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名

管理者は、ホームの職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

二 介護職員

介護職員 介護福祉士他 5名以上

介護職員は、認知症対応型共同生活介護にあたる。

三 介護計画作成担当者 1名以上 介護計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたる。

(利用定員)

第5条 利用定員は1ユニット9名とする。2ユニット18名。

(認知症対応型共同生活介護の内容)

- 第6条 認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする.
 - 一 生活指導(相談援助等)
 - 二 機能訓練(日常動作訓練)
 - 三 介護サービス
 - 四 食事サービス
 - 五 入浴サービス
 - 六 家事援助サービス
 - 七 その他利用者に対する便官の提供
 - 以上の内容を生活の中で包括的に行う。

(利用料)

第7条 利用料金等については,別紙のとおり介護保険適用の内容と部屋代、光熱費、食材料費などがある。特に定められていないものは、利用者と協議の上、実費を徴収の上、行うものとする.

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第8条 利用者は、認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項 に留意しなければならない.
 - 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
 - 二 入居にあたっては、利用基準に則って入居を決定する。
 - 三 入居にあたって健康診断書を提出すること。
 - 四 重要事項等で説明した内容については遵守すること。
 - 五 非常災害対策に可能な限り協力すること。
 - 六 貴重品などは持参してこないこと。また、持参した場合は申し出ること。

(入退去に当たっての留意事項)

- 第9条 認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、 かつ次の各号を満たす者とする。
 - 一 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - 二 自傷他害のおそれがないこと。
 - 三 常時医療機関において治療の必要がないこと。
 - 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。
 - 3 退去に関しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機

関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うように 努める。

4 ホームは終末期に対応しておりません。但し、出来るだけ早い時期から本人や 家族等、及び医療機関等と繰り返し話し合いを行い、職員全員で方針を共有す ると共に、出来る限りホームでの生活が維持出来るよう努めます。

(身体拘束の禁止)

- 第10条 ホームは、利用者の介護に当たって、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
 - 2 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、次の各号に掲げるすべての要件 を満たした場合で時間と方法において最小限におこない、その態様及び時 間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。
 - 一利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - 二 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護·介護方法がない こと。
 - 三 身体拘束その他の行動制限が一時的であること。
 - 3 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、利用者及び家族に対し、拘束の内容・目的・理由・時間帯等について書面をもって詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めることとする。
 - 4 前項の説明は管理者や医師その他各課の責任者が行い、仮に利用者や家族 に事前に身体拘束についての理解を得ている場合であっても、実際に拘束 を行う時点で必ず個別に説明するとともに、常に観察や再検討を行い、そ の要件に該当しなくなった場合には、直ちに拘束の解除を行うものとする。
 - 5 ホーム内に「身体拘束廃止委員会(事故対策委員会が当該委員会を兼ねる)」を設置し身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成する。

(虐待防止に向けた体制等)

- 第11条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者(委員会副委員長)とする。
 - 2 虐待防止検討委員会(事故対策委員会が当該委員会を兼ねる)を設ける。 その責任者は管理者とする。
 - 3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、 虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生 時の再発防止策の検討等を行う。なお、当該委員会は、場合により他の委員

会と一体的に行う場合がある。

- 3 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- 4 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村 等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生 の原因と再発防止策について、速やかに委員会にて協議し、その内容につい て、職員に周知するとともに、市等関係者に報告を行い、再発防止に努める。
- 5 ホームは前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者(管理者が兼任)を設置する。

(緊急時における対応方法)

第 12 条 職員は認知症対応型共同生活介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他 緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならな い。

(非常災害対策)

- 第 13 条 管理者は、非常災害に備え、ホームの点検整備、避難、救出訓練等を実施する。
 - 1 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期 点検。
 - 2 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。 (年2回)
 - 3 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

(業務継続計画(BCP)の策定等)

- 第14条 ホームは感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画(BCP)」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
 - 1 ホームは職員に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
 - 2 ホームは定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変 更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

- 第15条 ホームは、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

- 二 継続研修 年 2 回以上
- 三 ホームは職員の資質向上のために、研修の機会を確保する。

ホームは職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第 16 条 職員に対して、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な 理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことの ないよう指導教育を適時行うほか、職員等が本規定に反した場合は、違約金 を求めるものとする。

(損害賠償)

第 17 条 利用者が、故意又は過失によってホームの設備等に損害を与えたときは、その

損害を弁償させ又は現状に回復させることができる。(極度額:60万円)

(情報開示)

第 18 条 運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応についてはホーム内に掲示する。

付 則

- この運営規定は、平成13年4月1日より施行する。
- この運営規定は、平成18年4月1日から改正施行適用する。
- この運営規定は、平成19年11月1日から改正施行適用する。
- この運営規定は、平成23年4月1日から改正施行適用する。
- この運営規定は、平成24年4月1日から改正施行適用する。
- この運営規定は、平成26年4月1日から改正施行適用する。
- この運営規定は、令和3年4月1日から改正施行適用する。